

本号で公布された条例のあらまし

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第七十三号）（保安課）

一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）が公布されたことにより、新設された特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定等し、ゲームセンターの年少者の立ち入りらせ時間の規制緩和及び風俗環境保全協議会設置地域を指定等する。

二 内容

- (一) 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定
- (二) 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限
- (三) 深夜における特定遊興飲食店営業に係る騒音、振動の数値を規定
- (四) 特定遊興飲食店営業者の遵守事項を規定
- (五) ゲームセンターへの年少者の立ち入り制限の緩和
- (六) 風俗環境保全協議会設置地域の指定
- (七) その他規定の整備

三 施行期日

平成二十八年六月二十三日